

第 1 章 総 則

第 1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第 5 条第 2 項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第 2 推進地域

南海トラフ特措法第 3 条第 1 項の規定に基づき指定された府の推進地域は、以下の 42 市町村である。（平成 26 年 3 月 31 日内閣府告示第 21 号）

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村

第 3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市に係る地震・津波防災に関し、府・市をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 1 編 総則 第 5 節 防災関係機関の業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。